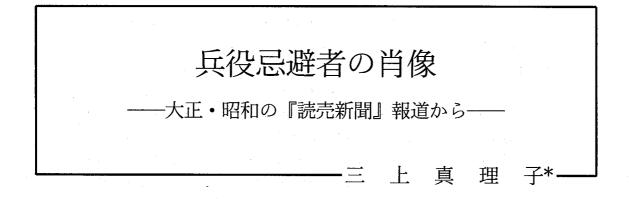
Title	兵役忌避者の肖像 : 大正・昭和の『読売新聞』報道から		
Sub Title	The portraits of draft dodgers in Japan : from the articles of Yomiuri Newspaper in Taisho and Showa era (part B Historical sociology of the body and public life, historical sociology of a city, a public, and the body)		
Author	三上, 真理子(Mikami, Mariko)		
Publisher	三田哲學會		
Publication year	2005		
Jtitle	哲學 No.114 (2005. 3) ,p.223- 258		
JaLC DOI			
Abstract	The purpose of this paper is to describe the portraits of draftdodgers in Japan and through them to think about the relationship between the government and their people and the role of newspaper as the agent between them. Since the conscription was introduced in 1872, there were many draft- dodgers in Japan. To escape from conscription, they used various legal and illegal means, but they proposed the same question. That is, could the government force their people to kill or to be killed against their will? In this meaning, the draftdodgers represent the tensions between the government and their people. In this paper, I tried to describe the portraits of draft-dodgers from the articles of YOMIURIIn Taisho and Showa era. YOMIURI is one of the most popular newspapers in Taisho and Showa era in Japan. I found 107 articles about draft-dodgers in it. I have already analyzed the changes of their portraits in Meiji era. Through Meiji era, their portraits changed from the men of darkness to HIKOKUMIN as coward and the cunning intelligentsia. In Taisho era, YOMIURI presented two typical portraits of draft-dodgers. They were as cunning intelligentsia and men of darkness and ignorance. However, the conscription was also criticized because of its unfairness and inequality. In Showa era, the experiences of continuous wars changed their portraits to as wrongdoer and offender. They were criticized as obstacles to accomplishment of wars. After the breakout of war against China, the articles about draft-dodgers in Japan faded out from YOMIURI. Instead of them, the articles of draft-dodgers in America, China, England-the portraits of enemies-appeared. The portraits of draft-dodgers reflected the changes of political, social and military situations. They represented the worst category of Japanese at that time. YOMIURI kept showing people the image of "good" Japanese by showing them the portraits of "bad" Japanese, the draft-dodgers.		
Notes	特集都市・公共・身体の歴史社会学-都市社会学誕生100年記念- B編 身体と公共の歴史社会学 論文		
Genre	Journal Article		
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000114-0227		

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



The Portraits of Draft Dodgers in Japan: from the Articles of YOMIURI Newspaper in Taisho and Showa era

Mariko Mikami

The purpose of this paper is to describe the portraits of draftdodgers in Japan and through them to think about the relationship between the government and their people and the role of newspaper as the agent between them.

Since the conscription was introduced in 1872, there were many draft-dodgers in Japan. To escape from conscription, they used various legal and illegal means, but they proposed the same question. That is, could the government force their people to kill or to be killed against their will? In this meaning, the draftdodgers represent the tensions between the government and their people.

In this paper, I tried to describe the portraits of draft-dodgers from the articles of YOMIURI in Taisho and Showa era. YOMI-URI is one of the most popular newspapers in Taisho and Showa era in Japan. I found 107 articles about draft-dodgers in it. I have already analyzed the changes of their portraits in Meiji era. Through Meiji era, their portraits changed from the men of

^{*} 慶應義塾大学大学院社会学研究科博士課程

darkness to HIKOKUMIN as coward and the cunning intelligentsia. In Taisho era, YOMIURI presented two typical portraits of draft-dodgers. They were as cunning intelligentsia and men of darkness and ignorance. However, the conscription was also criticized because of its unfairness and inequality. In Showa era, the experiences of continuous wars changed their portraits to as wrongdoer and offender. They were criticized as obstacles to accomplishment of wars. After the breakout of war against China, the articles about draft-dodgers in Japan faded out from YOMI-URI. Instead of them, the articles of draft-dodgers in America, China, England—the portraits of enemies—appeared.

The portraits of draft-dodgers reflected the changes of political, social and military situations. They represented the worst category of Japanese at that time. YOMIURI kept showing people the image of "good" Japanese by showing them the portraits of "bad" Japanese, the draft-dodgers.

1. はじめに 兵役忌避者のイメージ

昭和 20 年に徴兵検査を受けた詩人の井上光晴は,そのときの体験を次のように記している¹.

「徴兵検査は本籍地を基準にして行われるため、検査場には小学校時代 の同窓生や遊び友達の顔に交々出会うことになる.そのうちのひとりに夜 間中学に通っているNというかつての親友がいた.彼は大胆にも片方の 視力が全く失われていると主張し、ついには暗室で精密検査を受ける措置 をとられたが、ついに丙種となったのであった.まさか、徴兵検査で虚偽 の申し立てをするはずはないと、検査員も考えたのであろう.事実軽い乱 視でもあったのだが、見えないといい張る者の言葉は、検査官の診断より も強かったのだ…しかも検査場をでた途端、Nは「万歳、助かった」と 叫んだのである.私ともうひとりそこにいた小学校での同級生Aは唖然 としながら手放しによろこぶNを見守った.Nの「不忠」を責めるので はなく、奇妙に納得できるような、複雑な嫉妬に近い実感のままに.」

(224)

井上自身は近眼のため第一乙種合格となったが、電波兵器系統の学校に 在学していたため入営は延期された.戦局がいよいよ押し迫った昭和20 年においても、兵役忌避を企てる青年がいたこと、また、その事実が「複 雑な嫉妬に近い実感」をもって受け止められたことは、兵役(徴兵)に対 する人々の思いが複雑なものであったことを物語る.

兵役忌避とは、合法的・非合法的な手段を用いて兵役(徴兵)を逃れよ うとする行為をさし、兵役忌避者とはそうした行為を実行したもの―成 功・不成功を問わない―をさす². 兵役忌避の手段としては, 上記のよう な詐病や身体の毀損、失踪・逃亡、徴兵猶予規定の利用などさまざまなも のがあり、徴兵制度が施行された明治6年から太平洋戦争敗戦の昭和20 年にいたるまで、日本にも数多くの兵役忌避者が存在した³.彼らの多く は宗教的な信念や政治的な主義・主張から忌避を行ったのではなく、軍隊 生活への嫌悪や戦争への恐怖といったごく人間的な動機に突き動かされて いたと思われる.しかし、兵役を受容しないという彼らの態度(兵役忌避 という行為)は、国家に対して"国家は国民に兵役の義務(人を殺す・殺 される義務)を課すことができるのか"という問いを投げかけるもので あった4. 兵役忌避者たちがこうした問いを明確に意識していたかどうか はわからない.しかし、彼らの行為には国家と国民の関係を問い直す.こ の根本的な問いかけが確かに内包されていた。それゆえに、彼らに対し て、国家は厳しい態度で望んだのであり、また、人々は憎悪と憧れの入り |混じったまなざしを注いだのである.この意味で、 兵役忌避者という存在 のなかには、近代日本における国家と国民―権力と個人―をめぐる問題が 凝縮されているといえよう.

以上のような問題意識にもとづいて、本論文においては大正・昭和期 (1912~1945年)の『読売新聞』紙上に描き出された兵役忌避者のイ メージを分析する.筆者は先に明治期の『読売新聞』に掲載された兵役忌 避に関する報道記事を分析し、兵役忌避者のイメージが時代の進展ととも

(225)

に変遷していくことを検証した⁵. 徴兵制度が人々の間になかなか定着し なかった明治初期においては,近代化についていけない"無知蒙昧な愚 民"が,日清・日露戦争という2つの大きな対外戦争を経験した明治中 期においては"臆病風に吹かれた非国民"が,そして国民皆兵が一応の完 成に達しつつあった明治後期においては,制度の隙をついて兵役を忌避す る"ずる賢いインテリ"が,それぞれ典型的な兵役忌避者のイメージとし て描き出されている.すなわち,そのときどきにおいて最も国家の方針に 合致しないもののカテゴリーが兵役忌避者の像に投影され,反面教師とし て人々の前に提示されていたわけである.この意味で,明治期の兵役忌避 者のイメージは,正しい国民の創生を推進し国民国家の形成を補完する役 割を果たしたと考えられる.

では、『読売新聞』紙上に描かれた兵役忌避者のイメージは、大正・昭 和期にはどう変化していったのだろうか.デモクラシー・軍縮の大正から 国家総動員体制の昭和へと時代が移り変わるなか、兵役忌避者のイメージ はどのような役割を担い、どのように変遷していったのだろうか.新聞紙 上に描き出された兵役忌避者のイメージを具体的に探ることで、大正・昭 和期における兵役(を強制する国家)と国民、および両者を仲介するメ ディアについて考察していきたい.

2. 大正・昭和の『読売新聞』にみる兵役忌避報道

2-1 大正・昭和の『読売新聞』

大正・昭和期における兵役忌避者のイメージを抽出するにあたり,分析 対象を『読売新聞』に限定した.その理由は,①筆者はすでに明治期の 『読売新聞』における兵役忌避者のイメージを分析していること,②発行 部数が多いこと,③東京を中心としながらも全国各地の記事が掲載されて いること,④CD-ROM 化されており記事探索が容易であること,などで ある.

(226)

明治7年に創刊された『読売新聞』は、俗談平話、振り仮名つきの小 新聞として広範な読者層を獲得、明治中期以降は坪内逍遥・尾崎紅葉らを 擁し、文芸新聞・文学新聞としての色彩を強めた。明治後期から大正前期 にかけても文芸重視の傾向は変わらず、田山花袋・島崎藤村ら自然主義作 家が紙面で活躍した。しかし、大正に入る頃には経営が次第に傾き、発行 部数は3万部台を低迷するようになる。大正8年、創刊当初より経営に 携わってきた本野家が退き、松山忠二郎(元『東京朝日新聞』編集局長) が社長に就任すると、松山は編集の充実を図り、紙面を刷新した。これに より経営状態は徐々に上向きとなり、大正12年には発行部数13万部に まで成長した。しかし、同年9月の関東大震災で完成したばかりの新社 屋が被災、『読売新聞』は深刻な打撃を受ける。東京に本社を置く他の新 聞社もまた震災により甚大な被害を受けたため、これ以降、東京の新聞勢 力地図は一変し、資本力のある関西系の朝日、毎日が大きく勢力を伸張さ せていくこととなった。

大正 13 年,虎ノ門事件で警視庁を退いた正力松太郎が『読売新聞』を 買収,社長に就任した.正力は経営を刷新するとともに,次々と新企画— 囲碁・将棋対決,ラジオ版の創設,日曜夕刊の発行,日本名宝展の開催, 米大リーグ野球チームの招聘など—を打ち出し,発行部数を伸張させて いった.正力が社長に就任した大正 13 年当時,5万部台を低迷していた 発行部数は,昭和6年には22万部を突破,同年より夕刊の発行が開始さ れるとさらに部数を伸ばし,昭和13年には念願の100万部を超え,東京 第一位の部数を誇った.この間,『読売新聞』は,論説の強化など質的向 上の努力を続けるとともに,戦争の拡大にともない海外通信網を急速に整 備し,話題・娯楽・読み物中心の併読紙からニュースを中心とする本格新 聞へと成長を遂げた.昭和16年,経営難の『報知新聞』を買収,翌17 年戦時新聞統合により『報知新聞』を合併,『読売報知』と改題した⁶.

2-2 報道件数の推移と報道内容の特徴

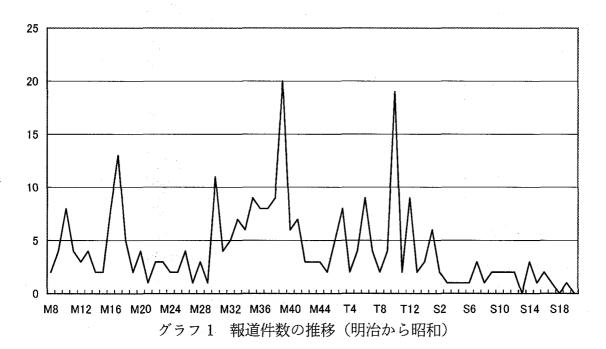
兵役忌避に関する記事の収集にあたっては,『読売新聞』CD-ROM 版を 使用し,大正元年から昭和 20 年(1912 年~1945 年)までを対象とし て,複数のキー・ワード一徴兵忌避 / 兵役忌避 / 徴兵拒否 / 兵役拒否 / 徴兵逃れ(のがれ)/ 兵役逃れ(のがれ)/ 徴兵検査 / 忌避 / 忌避者一を 用いて記事探索を行った⁷.キー・ワードにヒットした記事から内容の重 複するもの,内容のふさわしくないものを除いて集計を行った結果,計 107 件の記事が得られた.本論文ではこれら 107 件の記事を 9 つの項目 に分類し分析する.9 つの項目は,①失踪・逃亡,②詐病・毀損,③養 子・戸主,④詐欺・偽造,⑤学生,⑥祈願,⑦自殺,⑧海外,⑨その他, とした⁸.

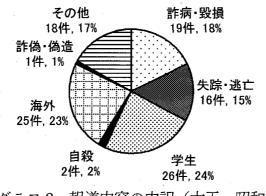
まず報道件数についてであるが、明治期の192件に比べると、大正期 が81件、昭和期が26件の計107件となっており、兵役忌避に関する記 事は減少している(<u>グラフ1</u>を参照).しかし、年平均の報道件数を比較 してみると、明治期の5.2件に対して、大正期が5.4件、昭和期が1.4件 となっており、報道件数は大正期にはやや増加するものの、昭和期に入る と激減していることがわかる.報道規制の問題もあり単純な比較はできな いが、デモクラシーの進展を背景に軍縮が断行され、社会と軍隊の関係そ のものがゆらいでいた大正期においては兵役忌避に関する報道が増加し、 一方、戦争の常態化を背景に軍部の勢力が台頭し、社会と軍隊の関係が比 較的安定していたと考えられる昭和期においては報道が減少するとみるこ ともできよう.兵役忌避に関する最後の報道は昭和19年3月になされて いるが、これはアメリカにおける兵役忌避を報じたもので、国内の兵役忌 避に関する報道は太平洋戦争直前の昭和16年10月を最後に紙面から姿 を消している.

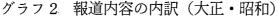
次に報道内容についてみてみよう.107件の記事を9つの項目別に分類し、集計した結果が<u>グラフ2</u>である.最も報道件数の多い項目は"学

生"で26件(24%), "海外"の25件(23%), "詐病・毀損"の19件(18%) がこれに次いでいる.大正・昭和期に入り報道されなくなった項目は, "養子・戸主"と"祈願"である.明治22年に養子・戸主に関する免役 条項が撤廃されているため, "養子・戸主"に関する報道がないのはうな ずけるが, "祈願"に関する記事が消えたことは興味深い⁹. 逆に報道が増 加した項目は"海外"で,明治期には5件の報道しかなかったが,大正 以降には25件の報道がなされている.

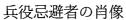
では、どの時期にどのような報道がなされていたのであろうか(<u>グラフ</u> 3を参照).項目別にみてみると、"学生"に関する報道は大正初期に集

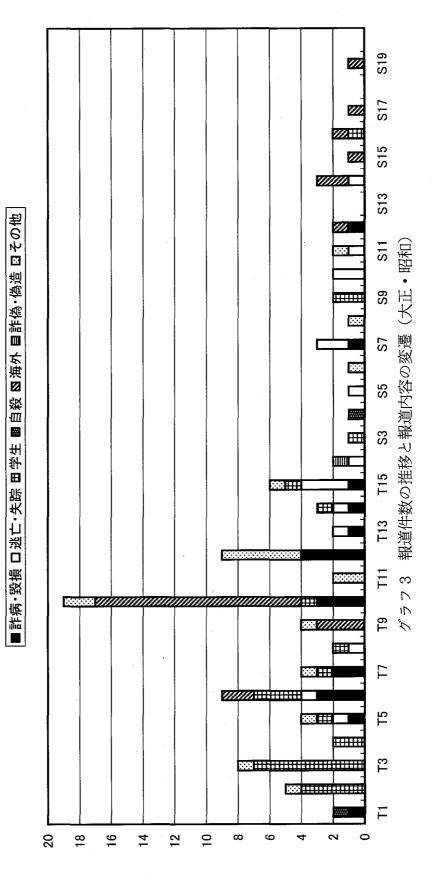






(229)





(230)

中していることがわかる.また, "海外"に関する報道は,第一次世界大 戦からシベリア出兵へと至る時期,および,日中戦争以降に集中してお り,戦争を通して人々の目が海外へと向けられていたことをうかがわせ る. "詐病・毀損"に関する報道は大正期には多くみられるものの,昭和 期に入ると激減するが, "失踪・逃亡"に関しては大正・昭和期ともに散 発的に報道されている.明治期においては,特定の時期に特定の忌避手段 に関する報道が集中するという傾向があったが,大正・昭和期においては それほどはっきりとした偏向はみられない¹⁰.このことは,明治期におい て忌避報道が担った役割と,大正・昭和期において忌避報道に期待された 役割が異なることを示唆しているものと思われる.次節では,当時の政 治・社会・軍事的状況を踏まえた上でさらに詳しく報道内容を検討し,そ こに描き出された兵役忌避者の肖像=イメージを抽出してみよう.

3. 兵役忌避者の肖像―大正・昭和の『読売新聞』報道から

3-1 兵役の不平等一国民と兵役をめぐる議論

(1) 兵役という"貧乏くじ"

大正期は軍隊にとって"受難の時代"とされている¹¹.大正期の日本は 第一次世界大戦およびシベリア出兵を経験しているが、これらは出兵・損 害の規模において日露戦争にも遠く及ばない¹².また、この時期には、第 一次世界大戦後の国際的な軍縮ムードと国内の政党勢力の台頭を背景に、 日本陸軍にとって初めての軍備縮小が断行されている¹³.資本主義経済の 発展、教育の普及とデモクラシー思想の浸透、都市化の進展と社会問題の 深刻化、こうした社会のさまざまな変化は軍隊と社会の関係を変化させ、 軍隊や兵役のあり方を問い直す契機を人々にもたらした。

徴兵制度は明治6年に施行されて以降,数回にわたる改正をへながら 国民の間に次第に定着してきたが,大正に入るとその制度上の欠陥-兵役 上の不平等・負担の格差-が指摘されるようになった.『読売新聞』にも

(231)

兵役上の負担の格差を問題とする次のような論説が掲載されている¹⁴.

「身体検査に合格せざるものや抽籤により免れたる者は,ただ国民兵た る外其の義務責任ほとんど之なしと云うほどであるのに,徴兵せられた者 は在営中其の営業又は職務を中断せらるるのみでなく,其の休養甚だ薄き がため,常に父兄より補給する必要も少なからず,且退営の後も学業又は 就職に困難するのみならず尚種々の束縛を受け,其の犠牲はまことに多大 である.しかも,服役壮丁の大部分は労働者か農村の子弟で中には一家の 支持に任ずる者も多い,況して軍備縮小の結果,要員を減ずるに至らば服 役壮丁は農村又は労働者の子弟のみとなり,富豪貴族はほとんど之を免る る状況を呈すべく,其の不公平の度はますます加はるは明白である.」

国民皆兵主義のもとに実施された徴兵制度であったが、実情は理想とは かなり異なっていたようである.「除隊兵の生活難」(1912/12/07)とい う記事は、除隊後「何処へか奉公せんと奔走したるも雇主なきを悲観」し たある青年が、短刀による自殺を企て警官に保護されたことを報じ、また 「同情すべき徴兵忌避」(1912/12/07)は、貧困ゆえに徴兵忌避を企てた 若者のことを報じている、この若者は「昨年母に別れ、父は十年前より半 身不随にて仕事も出来ず…自分が入営すれば病父はミスミス餓死する」と 思い悩んで「兵役免除方」を村長に願い出たが却下されてしまったため、 何とかして兵役を逃れようと右手食指を刃物で切断したという、この若者 は「酒も飲まず」「模範少年と評判」と紹介され、また、「責任は村長にあ り」と「同情して」語る連隊長の談話も掲載されており、やむにやまれぬ 事情から兵役忌避に走る者に対しては、一般の人々のみならず軍当局者で さえもがある種の同情をもっていたことがうかがえる。また、京橋のある 徴兵保険会社で聞いたところ,被保険者の8割が「中産以下」であり, この保険により「貧家の子弟」は残された家族にいくばくかを残していく ことができるため,「徴兵忌避者を幾分減少させている」といった内容の 記事も掲載されている¹⁵.

(232)

こうした記述からは、兵役という"貧乏くじ"をひかされるのは「中産 以下」の「労働者か農村の子弟」であり、「服役を好むか嫌うか」と問え ば「好む」と答えることが「世俗的正論」かも知れぬが「十中九までは嫌 うというのが事実」というのが当時の風潮であったことがうかがえる¹⁶.

(2) 兵役は「名誉」か「苦痛」か

大正 12 年, 兵役の不平等・不公平を改善しようという趣旨のもと, 非役壮丁税法案が衆議院に提出された. これは非役壮丁一徴兵検査で不合 格となった者, 合格したが抽籤にはずれた者一に対して課税し, その収入 を服役壮丁・軍人・その家族および遺族・廃兵などの待遇改善にあてよう というものである. 『読売新聞』は「非役壮丁税法案の提出(大体賛成 也)」(1923/03/06) という論説を掲げ,「欠陥の多い現行徴兵令」をこの ままにしておけば,「不公平至極な取扱ひを受けつつある適齢壮丁」に 「不公平不満の念」を抱かしめるばかりか, 一般国民の思想にも悪影響を 与え, ひいては「国軍の基礎を危うくする」と論じ, 非役壮丁税を導入し て少しでも兵役の不公平を緩和すべきであると主張している.

しかし,陸軍側は非役壮丁税に対して反発を示した.陸軍側の見解は次 のようなものである.「兵役を免れたる義務を金銭に依て償はんとするの 精神は非なり」¹⁷.「わが国の徴兵制度は国民の義務として制定してはある が其精神は義務たると同時に一種の名誉権と見做してある…兵役に服し得 ざる国民は之を悲しむのがホントウである」¹⁸.「兵役は義務に非ずして権 利である,従って兵役に服しなかったものは権利を享受し得なかったこと を悲しむべきであって,之に税を課することは国民の兵役観念に正常な考 えを与えるものではない」¹⁹.陸軍側は兵役を"名誉ある権利"とし,非 役壮丁税の導入は「国民の兵役観念」に好ましからざる影響を及ぼすと主 張したのである.

こうした陸軍側のかたくなな態度は、この時期の軍隊が置かれた苦しい 立場を反映するものだったのかもしれない.明治4年に4鎮台・約

(233)

15,000 人弱の兵力からスタートした日本陸軍は、日清・日露戦争および 第一次世界大戦への参戦を通して着実に兵力を増強し、大正10年には 21 個師団・約 28 万人の兵力を擁するまでに成長していた²⁰. しかし、第 一次世界大戦後の国際的な軍縮ムード、シベリア出兵に対する批判、深刻 な経済不況といった状況の下、政府は 2 度の軍縮を断行、合計で 4 個師 団・約 9 万人が削減された²¹. これにともない、軍隊・軍人に対する社会 的評価も低下していった²². 軍縮期の軍隊イメージを分析した筒井は、当 時の"軍縮哀歌的報道"—再就職に奔走するリストラ将校、将来に絶望し て海軍兵学校を退学した青年たち、軍艦がいまにホテルになると噂する 人々など—を紹介し、軍隊・軍人に対する負のイメージが形成されていた ことを指摘している²³.

あくまでも兵役は名誉であるという見解にこだわる軍部に対して、『読 売新聞』は「軍人たり得たる者は、寧ろ其の光栄を祝福すべく、不合格若 くは抽籤の結果、軍人たり得ざる者は、密かに其の不幸を悲しむべきであ る、と片付けて仕舞へば夫れまでであるが、実際はそう簡単には参らぬか ら困るのである」と反論している²⁴.また、水野廣徳は『読売新聞』にあ てた投書のなかで、軍当局は兵役を"名誉"としているが、犯罪者である 徴兵忌避者に対して、優先的徴兵という"名誉"を与えているのはいかな ることかと軍当局を皮肉り、「軍務当局者が『服役は名誉である』と言え るは、子供騙しの虚偽である」と論じている²⁵.そして、実際のところ兵 役は「苦痛」以外のなにものでもなく、また、服役者の大多数が「貧家の 子弟」であることから、服役者に対しては精神的のみならず「物質的に充 分の感謝慰謝」を講じる必要があると説く²⁶.

非役兵役税をめぐる議論は、兵役そのものの位置づけをめぐる本質的な 議論であったといえる.政党側が兵役を「苦痛」と認めその緩和策を模索 したのに対し、軍側はあくまでも兵役を「名誉」とする建前に固執した. 結局、政党側は、兵役を"名誉"であり"権利"であるとかたくなに主張 する軍当局の態度を突き崩すことはできず,非役壮丁税の導入は見送られ た.しかしながら,非役壮丁税をめぐる議論を通して,名目上は国民皆兵 とされている徴兵制度が実際には不公平・不平等なものであり,とくに 中・下層の子弟に多大な負担を強いていること,また,そうした負担が兵 役忌避の一因となっているという現実が浮き彫りにされたのである.

3-2 二つの忌避者像一大正の忌避者たち

(1) 減らない兵役忌避

国民皆兵主義の理想と現実のへだたりを背景に巻き起こった非役壮丁税 をめぐる論議は、ゆれうごく社会と軍隊一国民と兵役一の関係を如実に映 し出している.兵役の不平等に対する不満・批判、軍縮ムード、デモクラ シー思想の浸透などを背景に、軍隊(兵役)の位置づけそのものがゆらい でいた大正期においては、兵役忌避に関する報道一特に忌避に関する軍当 局者のコメントーが他の時期にくらべて多く見られる.

大正3年の「一層兵役義務の観念を向上せしめよ」(1914/05/22)に は、「兵役義務の観念は概して地方に徹底し、壮丁の大部は士気旺盛にし て進んで兵役に服せんとするの状あるを認むるも、徴兵忌避の弊風尚未だ 根絶せられざるのみならず、往々之を幇助して私利を貪る者あるは甚だ遺 憾とする所なり」、「逃亡失踪所在不明等の為め徴集し得ざる人員今尚少な からず、其の捜索に関しては将来一層の注意を加へられんことを望む」と の陸相の訓示が掲載されており、大正期においても軍当局が兵役忌避者へ の対応に苦慮している様子がうかがえる.

では、実際どのくらいの兵役忌避者が存在していたのだろうか.大正6年の「徴兵検査近づく」(1917/03/08)には、東京府をカバーする麻布連隊区、本郷連隊区の「検査を受けない者」(その多くは行方不明者で当日 出頭する者は「このうち数人」と説明されている)の数が掲載されている.それによると、麻生連隊区では 3,928 名、本郷連隊区では 1,606 名、

(235)

	大正8年度	大正 11 年度	大正 13 年度	
忌避のため処刑せられたる者	285	192 (195)	140	
忌避の疑いある者	1,498	734	914 (994)	
 1 貧困のため徴集延期	372	435	520	
2 学生の徴集猶予	49,852	16,503	1,855	
3 在外徵集猶予(延期)	32,236	36,856	39,787	
4 逃亡失踪のため徴集延期	15,760	14,662	14,076	
5 処刑のための兵役免除	171	134	89	
6 犯罪のため徴集延期	3,639	2,973	2,194	
7 疾病等のため徴集延期	5,200	4,837	4,216	
8 検査当日の不参者	3,065	2,629	2,487	
検査人員(受験壮丁)の総計	(492,651)	〔558,096〕	(531,842)	

表 1. 全国の兵役忌避状況(大正 8, 11, 13 年度)

・数字は『読売新聞』に掲載されたもの:「徴兵忌避者多し」(1920/04/15),「徴兵検査成績」(1923/05/11),「忌避者が増し花柳病や虎眼は減った昨年度の徴兵検査成績」(1925/04/21)より引用.

•〔〕内の数字は陸軍統計年報に記載されたもの:大正14年陸軍省統計年報 (第37回),昭和3年陸軍省統計年報(第40回)より引用.『読売新聞』に掲載 された数字と異なる場合のみ併記した.

合計 5,534 名(全壮丁の約 16%)の「検査を受けない者」が存在してい る.翌7年の「徴兵忌避が昨年の三倍」(1918/08/02)は、麻布連隊区管 下(検査対象となる壮丁は約 5,000人)における兵役忌避者は、昨年は 30人に過ぎなかったが本年は 110人にまで達したことを報じ、「近来に 見ざる多数の忌避者」を出したことは「意外に感じ、遺憾に堪えなかっ た」との麻布連隊区司令官の談話を掲載している.

次に,全国を通じての兵役忌避の状況をみてみよう.大正8年度の全国を通じて「忌避の為め処刑せられたる者」は285名,「其の疑ひある者」は1,498名で,そのほかにも「事故の為め応召する能はざりし者」として,貧困のため徴集延期372名,学生の徴集猶予49,852名,在外徴

集猶予 32,236 名,逃亡失踪者 15,760 名,処刑のため兵役免除 171 名, 犯罪のため徴集延期 3,639 名,疾病等のため徴集延期 5,200 名,検査不 参者 3,065 名などが記載されている²⁷.この他にも『読売新聞』には,大 正 11,13 年度の兵役忌避の状況が詳しく掲載されているが,これらの数 字は陸軍統計年報に掲載された数字とほぼ一致しており,毎年,一定数の 忌避者が存在していたことがわかる(表1を参照).

ただし、ここでいう「忌避者」とは、あくまでも兵役忌避の疑いありと 軍当局が認めた者、すなわち、忌避に失敗した者をさしていることに注意 する必要があろう.すなわち、統計上で「忌避者」と呼ばれている者は、 詐病・身体毀損、逃亡・失踪、その他詐欺的行為の疑いありとして軍当局 により告発された者、および、告発はされないがその疑いありと認められ た者をさすのであり、実際に兵役忌避を企てこれに成功した者はここには 含まれていない.そうした本当の意味での兵役忌避者は、事故により徴集 延期となった人員一在学、在外居住、逃亡、失踪、犯罪、疾病などの理由 により徴集を延期されたものたち一の中に含まれていると思われる.この 意味で兵役忌避者の実数を把握することは非常に困難であるといえるが、 少なくとも報道された数字に関しては、陸軍省統計年報と比較する限り正 確であり、この時期の『読売新聞』は忌避者に関するデータを操作するこ となく公表していたと思われる.軍当局も兵役忌避者の存在を隠蔽するこ となく、むしろそうしたデータを積極的に公表し、国民に対して兵役義務 観念の徹底・向上を呼びかけているところがこの時期の特徴といえよう.

(2) 学生への猶予問題再び

では、紙面に描き出された兵役忌避者のイメージはどのようなものだっ たのだろうか. 軍当局者の談話をみると、「都会の地に在る者富裕なる家 庭に在る者或は高等の教育を受けたる者等の中には兵役を免れんとして 種々の小策を弄する者あり」、兵役忌避者は減少しつつあるが「高等の教 育を受けたる者又は現に教育に任ずる者にして尚其の弊風を存するもの少 からざる」など"兵役を嫌う都市のインテリ"のイメージを強調するもの が多い²⁸.

日露戦争後, 徴集猶予を悪用して兵役を逃れる"徴兵忌避学生"への批 判が高まったが, その後も学生に対する徴集猶予一中・上流の子弟のため の"逃げ道"一は存続していた. しかし, 明治末から大正初めにかけて教 育の普及がすすみ, 教育制度の改革が緊急課題として認識されるととも に, 兵役の不平等が問題視されるようになると, 再び学生に対する徴集猶 予を見直そうという機運が高まった.

大正2年に掲載された「学生と徴兵令」(1913/10/04)は、高等教育・ 専門教育がすでに普及した現在、文部省が「徴兵忌避の傾向を奨励するが 如き特権」を学生のために留保しようとするのは「不合理の話」であると し、学生に対する猶予の弊害について論じている.この記事は、まず、学 籍簿に名前だけ載せて実際には出席しない"不通学学生"の手口を紹介 し、就職後に検査を受けることの不便・不都合について言及した上で、最 も深刻な弊害は「士気養成の時機を失すること」であると指摘する.すな わち、「猶予の特典により年老ゆるまで学事に従いしもの」は、「その健康 良好ならず、且つ入営後と雖も真面目に兵役に服するの精神に乏し」く、 「利害較計の念、割合に少なき青年期の初に於いて軍事的教練を施さず、 壮年期に近づいて始めて徴兵検査を施す」ために「軍人的気概」の養成が 難しいというのである.

こうした"軍人的気概"に乏しい学生のイメージは、「富豪の息子の剃 刀自殺 徴兵忌避の発覚」(1916/10/02)という記事に描かれた資産家の 息子・直吉の姿に投影されている.記事の内容を要約してみよう.

横浜市の「大資産家たる」質商太田某の次男・直吉(35歳)は、明治 42年に国学院大学を卒業することになったが、ちょうど28歳となり徴 兵猶予が切れるため、一策を案じてアメリカのシアトルに赴くという名目 で「旅行免状」を受け、「巧みに兵役を忌避して市内各所に潜伏」してい

(238)

た.彼は毎月「親許より百円余」の仕送りを受け,「常に美服を着飾り兜 町辺に出入り」していたが,「徴兵忌避罪の発覚を恐るるの余り」剃刀で 頭部および局部を切り裂き自殺を企てた.しかし,事実関係は「頗る疑は し」く,警察も口を閉ざしている.

記事中の「大資産家」、「巧みに兵役を忌避」、「市内各所に潜伏」、「親許 より百円の仕送り」、「美服を着飾り」などのフレーズ、さらにはそこで語 られるストーリー(学生に対する猶予を利用、卒業後は海外留学して猶予 を継続)は、読者に兵役を忌避して優雅に暮らす中・上流の子弟たちのイ メージを喚起させる.また、事実関係が不明であるにもかかわらず、タイ トルの副題にあえて「徴兵忌避の発覚」と付け加え、自殺と忌避の間にあ たかも関連があるかのようにみせている点も興味深い.

学生の徴集猶予をめぐる議論は、「徴兵忌避者の学校利用を禁止」する ため猶予を撤廃・縮小しようとする陸軍省と教育に対する軍部の干渉を嫌 う文部省との対立を軸に推移していくが、両者の対立は大正7年の徴兵 令改正により一応の決着をみた²⁹. この徴兵令改正により、従来、在学中 は徴兵検査自体を猶予されていた学生も、適齢(満20歳)に達した場合 は徴兵検査を受けなければならなくなった.その上で合格したものに対し ては、改めて学校の修行年限に応じ満27歳まで徴集を猶予すると改めら れたのである.同年には、臨時教育会議の答申にもとづき、大学令・高等 学校令が公布されており、学生の徴集猶予規定の改正もこうした一連の教 育制度改革の流れに沿ったものと位置づけることができる.しかしなが ら、この改正のポイントは「従来研学者、教育者に与えられた兵役上の恩 典を縮小する」ことにあった³⁰.つまり、兵役の不平等に対する批判の高 まりを背景に、学生の特権の一部が剥奪されたわけである.この改正によ り学生が徴兵検査の場に登場することになるが、それによって"軍隊を嫌 うインテリ"のイメージはさらに強調されていく.

(3) 都市のインテリに忌避の傾向

新徴兵令の施行後,初めての検査が行われた大正7年には,次のよう な麻布連隊区司令長官の談話が掲載されている³¹.

地方出身の学生にはそれぞれの郷里に帰って徴兵検査を受けたがる傾向 があるが、その「心事」をさぐってみると、身体の強健な若者が多い「田 舎」で検査を受けたほうが、身体の虚弱な者が多い「都会地」で受けるよ りも「合格の怖れが割に少ない」というのが本音らしい. これは「消極的 徴兵忌避」と言ってもよい. しかし、新徴兵令が実施される今年からはど こで検査を受けても一定の標準に達したものは合格となるのだから、学生 諸君はわざわざ無理な都合を付けてまでも郷里へ帰って検査を受けような どと「無益な考え」を起こさぬほうがよい.

徴兵令の改正により検査を義務づけられた学生たちは、地方での受検と 言う新たな忌避の方法を編み出したようである³². 学生の身体が虚弱であ ることは、従前から指摘されていた.「徴兵検査終わる 壮丁の肉体に表 れた都会の生活」(1916/07/14)には、「中等以上の学校を卒業している 者」および「永く学生生活をしてきたもの」に身体の虚弱なものが多く、 「切に学生諸君の反省を求めたい」との麻布連隊区司令官の談話が掲載さ れている.また、同談話は「東京生え抜きの壮丁は成績よく、地方からの 寄留者が多い所は不成績」とし、その原因として「田園の人が都会の誘惑 に陥り易い」ことをあげ、都市化が壮丁の精神および身体に悪影響を及ぼ すことを指摘している.都市の害悪についてのコメントはこの後もたびた び登場し、「成金気分の放縦なこと」、「物質欲の益々深く国民を捉へつつ ある事実」などが兵役忌避の原因として指摘されている³³.

また,学生の"思想"についても軍当局は警戒の念を抱いていたようで ある.「頼母い真裸の男振り 今年の徴兵検査が始まった」(1919/04/17) では,「近頃生齧りの西洋思想で徴兵を忌む風もあるので注意しているが 今日の壮丁は…知識下級の人が多い為めか何れも潔く一種の誇りを以て受 験したのは喜ばしい」との本郷連隊区司令官の談話を紹介している.ま た、大正9年の「徴兵忌避者多し」(1920/04/15)には、「教育高き者に 比較的忌避者多きは頗る慨嘆に堪へざる所」であり、「時代思潮の変遷」 によって「都市及び其の付近居住者間」においては兵役義務尊重の「健全 思想」が脅かされていると記されている.こうしたコメントを裏付けるか のように、翌10年には慶応義塾大学の学生および書記の3名が詐病によ り摘発されるという事件が報道され、「私立の大学や専門学校に籍丈け置 いて忌避的に猶予をする者や実際に通学して居ない者」に対しては「どん どん検査を宣言」するとの警告が掲載された³⁴.大正12年の「徴兵検査 成績」(1923/05/11)においても、「徴兵忌避の疑いある者は依然都市及 び其付近の居住者に著く」また「教育程度の高い者に忌避的言動の多いの は誠に慨嘆に堪へぬ」との「当局者」の談話が掲載されており、忌避者= 都市のインテリ層というイメージが繰り返し強調されている.

都市のインテリ層に対する軍当局の疑念は, 徴兵検査の場での学生に対 する厳しい態度となってあらわれた.大正12年の『読売新聞』には, 忌 避の疑いをかけられた早稲田大学文学部の学生からの投書が掲載されてい る³⁵.「視力検査」というタイトルを付されたこの投書によると, 彼は 「左の眼が見えないから見えないと言った」にもかかわらず,「此の野郎, 嘘付いても駄目だぞ!」などの「悪罵雑言」を浴びせかけられ, 最後には 「見えない眼を見えると詐り判らない記号を判る振りして」, 検査官たちの 「毒舌」から逃れたという. むろん, 検査官のすべてがこうではなかった のであろう. しかし, こうした問題は当時しばしば起こっていたらしく, ある軍医の態度に憤慨した当時の東京市長・後藤新平が「人格を無視した 罵詈は如何にも心外千万で一市民否日本国民を侮辱したものである」とし て,陸軍大臣に警告すると息巻いているとの報道も見られる³⁶. 軍部に対 する市民の側からの批判が新聞に大きく掲載されるというのも, この時代 の社会と軍隊の関係を反映したものといえよう.

(241)

(4) 児戯に類した嘘をつく

忌避者=都会のインテリ層というイメージが定着・強調される一方,明 治初期に登場した忌避者像"無知蒙昧な愚民"も再び浮上してくる.大正 5年の「増師と今年の壮丁 日清戦争当時に生れた人々,こっけいな忌避 者大弱りの徴兵保険」(1916/03/01)には次のような本郷連隊区司令官の 談話が掲載されている.

「検査場にあらわれた徴兵忌避者には随分滑稽が多い.一週間位絶食し てフラフラしながら出て来る者もある,醤油を多量に飲んで続くだけ駆け 出した揚句,受けに来る者もある.絶食や醤油は軍医が手を触るれば直ぐ 発見されるので,怒鳴られて頭を掻くことになる.近眼と自称する者が大 部分だが之も軍医の楽な部に入るそうで医学の進んだ昨今,検査官の眼を 眩ます事はほとんど出来ない…この種の忌避者は無学文盲の者が多いそう だ…忌避者の根絶は国民教育に待つより仕方が無い.本年は発見次第厳重 に処分する考えである.我儘が出来なかろうと忌避する者に至っては下等 国民と称しても差し支えない.」

ここで提示されている忌避者のイメージは、滑稽、すぐにばれる手口、 無学文盲、医学の進歩を知らぬ者、我儘、下等国民などであり、明治初期 の"無知蒙昧な愚民"像を彷彿とさせる。そして、それが"お上の目をあ ざむいてはすむまいに"という警告と対になっていたように、ここでも "検査官の眼をごまかすことはできない"という警告が付け加えられてい る.

こうした警告はこの後もたびたび繰り返される.「以前は少し眼が悪い とか耳が聞こえぬとか言えばそうかで済んだ事もあるが,今日では中々詳 密峻厳な検査方法を行うからそうはいかぬ」,「前者(検査場へ出て来ない 者:三上注)の考えの間違っている点は,今日の軍隊生活や軍隊訓練を古 い昔の御親兵時代のものその儘と思い,軍隊を牢獄か何かのように考えて いるところから,一種の恐怖と嫌悪とを持っているのにある.彼らには今

(242)

日の進歩的人道的の軍隊生活が判っていないのである.検査場に着てから の忌避者は比較的少なく,当連隊区でも昨年あたり百名位であったが,そ の人々は児戯に類した嘘をついて,それで軍医などの目がくらまされると 思っている.今日の医学がいかに進歩して,相当の科学的方法によればそ の嘘は掌を返すように明かになるのを知らないのだ」,「忌避の方法として は矢張り眼と耳を故意に悪くしようとしたものばかりであるが…今日の医 学を誤覧

これらの記事では、「詳密峻厳な検査方法」、「今日の医学」の進歩、「相 当の科学的方法」などの言葉により検査の厳密さが強調される一方、「児 戯に類した嘘」によりに軍医の目をごまかそうとする、無知で間抜けな忌 避者の姿がそれと対比して描かれている.こうした忌避者=無知蒙昧な愚 民像は、忌避者=都会のインテリ像とともにしばしば紙面に登場してい る.すなわち、「近年、知識階級並に労働者間に益々徴兵忌避者の続出す る傾向のあるのは実に寒心の至りだ」との投書にみられるように、大正期 における忌避者のイメージは、都会のインテリ学生と無知な労働者に二極 化していたと考えられる³⁸.

しかし、こうした忌避者イメージを裏切る記事が大正末年に掲載されて いる.「字の読めぬ者より兵隊嫌いは高等小学の卒業生」(1926/05/01) によると、大正14年度の全国を通じての「忌避者」および「其の疑ひあ る者」722名の教育程度は、大学教育2名、高等専門教育4名、中等教 育64名、高等小学および義務教育596名、尋常小学退学113名、不就 学83名となっており、「碌々いろはも読めない不就学者や尋常小学半途 退学者に少く」かえって「高等小学校卒業及び義務教育を受けた者に多 い」という「奇現象」を呈しており、「国民教育上ゆゆしき問題」と文部 省および軍事教育の方面からも対策を考案中であるという.

この調査結果は、徴兵忌避の原因を「国民思想又は国民思潮の退廃」と みる軍当局の見解を裏切るものであったと言えよう³⁹. 軍当局は、国民教

(243)

育が不足している層=無知な労働者,および,国民教育以上の知識をもっ ている層=都会のインテリ層という二つの忌避者イメージを提示し,これ らを正しい国民のカテゴリーからはみだしたもの=非国民として位置づけ てきた.しかし,この調査により,国民教育が最も浸透しているはずの一 正しい国民たるべき一中間層から最も多くの忌避者が出現している,とい う現実に直面したのである⁴⁰.

3-3 兵役法の公布から総動員体制へ一昭和の忌避者たち

(1) 物語の復活―転落のストーリー

軍縮とデモクラシーの下で軍隊と社会の関係がゆらいでいた大正期にお いては、兵役忌避に関する報道が増加したこと、また、兵役の位置づけを めぐる議論が紙面をにぎわしたことは前述のとおりである.しかし、昭和 に入るとこうした状況は逆転する.昭和2年、従来の徴兵令に代えて兵 役法が公布された.兵役法は兵役の負担を軽減するとともに、多数の兵員 を迅速に動員することを可能とするものであり、国家総動員の時代を念頭 においたものであった⁴¹.深刻な経済不況と社会不安、それに対処できな い政党政治への不信、それらを背景に軍部は次第にその勢力を伸張させて いく.昭和6年に勃発した満州事変以降、その傾向はますます強まり、 戦争の拡大とともに軍隊は「国民の人気と喝采の対象」となっていっ た⁴².

軍国主義の台頭にともない報道に対する規制も厳しさを増していく.昭 和11年には報道統制を行うための機関として内閣情報委員会が発足,翌 年には内閣情報部が設置された.昭和15年には外務省・陸軍省・海軍 省・内務省の情報関連部門を統合して内閣情報局が新設され,報道・宣 伝・言論の一元的統制を行った.太平洋戦争がはじまる昭和16年には新 聞紙等掲載制限令が公布され,各新聞社は当局による記事差し止め,発禁 処分におびえるようになる⁴³.同時に新聞社の整備統合も進められ,昭和

(244)

17年には一県一紙体制が確立,これにより『読売新聞』は『報知新聞』 と合併して『読売報知』となった.この時期の『読売新聞』は,大正末に 社長に就任した正力松太郎の下で部数を飛躍的に拡大させていくが,その 紙面から兵役忌避者は次第に姿を消していった.

しかし、兵役忌避に関する報道が全くなくなったわけではない、満州事 変の翌年には、失踪・逃亡者に対して自首を呼びかける記事が掲載されて いる. 記事によると、この年までの逃亡失踪者は約23,500名の上るが、 そのうち「真の兵役忌避者は極めて少数」であって,その多くは「単なる 不注意 | により忌避者となってしまった者―役場への連絡や届出を怠った 者など―であるという、そして、陸軍では徴兵令発布 60 周年を記念して 「兵役忌避者或ひは所在不明者の一掃」を計画し,これら「情状酌量の余 地の多い」兵役忌避者に対して特別の措置を講じる予定であるが,このよ うな恩典は今後は「絶対に行はれぬ」ので、この機会に警察署・憲兵隊へ 申し出るよう勧めている44. しかしながら,昭和11年になっても「兵役 を嫌って家出する非国民 | が相当数存在し、徴兵検査や点呼のシーズンを 迎えた最近では「日に五、六十件」の捜索願が送られてくる(そのうち発 見される者は「一割弱」)という状況が報じられている45. また,明治末 から軍当局が神経をとがらせていた"徴兵忌避学生"もまだ根絶されては いない. 昭和9年の記事によると、陸軍省と憲兵隊が調査したところ、 「慶応,早稲田,法政,明治,中央,日本,関西,立命館等の私立大学」 などに約 400 名の「不通学在籍者 | があることが判明したという⁴⁶. ま た、その他の「インチキ大学」を調査すれば、忌避学生の数は「莫大な 数|に上る模様であるとし、「インテリ階級の徴兵忌避の事実が暴露|さ れたとの続報も掲載されている47.

これらの記事からもわかるように,昭和に入っても兵役忌避は続いていた.しかし,陸軍省統計年報をみると,大正期には毎年1,000人前後であった「徴兵忌避者」の数は,昭和期に入るとその半分の500人前後と

(245)

なり,年を追うごとに漸減している⁴⁸. 忌避者包囲網がじわじわと形成されていったと思われるこの時期,彼らに向けられるまなざしはどのようなものだったのだろうか.

この時期に登場するのは、「厳刑を恐れて暗い思いで世を渡っている」 犯罪者としての忌避者のイメージである⁴⁹.大正末から昭和期の『読売新 聞』紙上には、兵役を忌避して逃亡し、犯罪を重ねながら、転落していく 忌避者たちの物語がしばしば登場する.「徴兵忌避の男 海賊を働き捕わ る 深川木場等 30 余ヶ所の繋留船を荒し廻る」(1926/01/06)、「出獄後 偽名し徴兵忌避 17 年目できのう捕わる」(926/06/19)、「徴兵忌避し愛 の生活費を盗む 小石川で空巣を覗い遂に捕われ憲兵隊で取調中」 (1927/12/05) などの記事が掲載されており、忌避者たちの転落のストー リーが具体的に描かれている.

「兵営よりは刑務所 変った徴兵忌避男」(1932/12/10) という記事は, 入営を忌避して逃走し,窃盗を重ねながら各地を転々とし,発見されて入 営を命ぜられる段になるとまた窃盗を働いては「刑務所入りを志願してい た」男が,またまた窃盗で逮捕されたことを伝え,「刑務所のほうがよご ざんす」と「しゃあしゃあ」としている男の姿を描き出している.また, 「またも入営延期 ダンスホール通いの偽大学生 新手の空巣で御用とな り」(1933/01/20)では、少年刑務所に入所していたため徴集を延期され ていた男が,出所後の徴兵検査に合格したものの入営前にまた窃盗により 逮捕されたことが報じられているが,この男は「常に資産家の令息」と称 し,「早稲田大学の制服制帽を身につけて学生を装い…ダンスホールに出 入りし豪奢な生活を送っていた」とされている.これらの記事から読み取 れるのは"道を踏み外した犯罪者"としての忌避者のイメージである. "普通の人"でも事情によっては忌避者になるのだという考えは,ここで は全く影をひそめ,忌避者は普通の・健全な国民の世界から切り離された "特殊な存在"として描かれている.

(246)

こうしたイメージの浸透とともに、忌避者に対する包囲網も次第に狭め られていく、満州事変の勃発した昭和6年には、「召集があっても応ずる な」というビラを撒き散らした二人組の男を、「時節柄とて憤慨した」付 近の住民が「非国民、殴り殺せ」と「棍棒や薪」をもって追いかけまわし たという記事が掲載されている⁵⁰.また、その翌年の「独り息子可愛さ 母性愛は迷う」(1932/06/20)は、一人息子が徴兵検査に合格しないよう に減食させたり、先祖の墓の土を持っていけば合格しないというまじない を信じて、わざわざ郷里から土を取寄せて息子に持たせた母親の姿を批判 的に描くとともに、この母子の行為に対する父親のコメントー「町会の理 事までしているのに、不心得な倅を持って何とも世間に申訳ありません. 妻も女の浅はかからとはいいながら飛んだ事をして呉れたものです」一を 同時に掲載し、身内から犯罪者を出したことを恥じ、世間にわびる父親の 姿をも描き出している.

(2) 姿を消す忌避者たち

昭和12年、日中戦争が開始されると、兵役忌避に関する報道はますま す少なくなっていく.これ以降、太平洋戦争の敗戦を迎えるまで、国内の 兵役忌避に関する記事は「アパート荒しは徴兵忌避男」(1939/12/09)、 「猶予の恩典 従来の"抜け道"を封ず」(1941/10/16)の2件しかない. 前者は偽名を使って兵役を逃れ逃走した男が、空巣を働き逮捕されたこと を報じたものであり、後者は「抜け道と弊害」を封じるため、大学や専門 学校の修行年限および学生に対する徴集猶予が短縮されることを報じたも のである.明治末以降、兵役忌避者の代名詞のように語られてきた"イン テリ学生"に関する記事が、国内の忌避報道の最後を飾ったわけである.

この時期,日本国内の忌避者たちに代わって『読売新聞』紙上をにぎわ したのは,海外の忌避者たちの姿であった.海外における兵役忌避に関す る報道は,明治13年に初めて登場する.これはフランスにおける兵役忌 避者の状況を報じたもので,「徴兵に出るのを嫌がるのは何国も同じ人情」

(247)

とし、フランスには約5万の忌避者が存在すると報じている⁵¹. その後、 第一次世界大戦に際して、読売新聞社の海外通信網が整備されたこともあ り、大正期には海外の忌避報道が激増した. 軍縮論議にゆれた大正10年 には、ロシアのズホボール教徒についての特集記事が11回にわたり連載 されている. ズホボールはロシアのコーカサス山地にあって、戦争絶対放 棄を実践した農民の土俗宗教団体である. 彼らは絶対平和主義を掲げ、武 器を焼き捨て兵役拒否を貫いた. ロシアの文豪トルストイは、彼らに対す る援助資金を捻出するために『復活』を執筆したといわれる. 『読売新聞』 に連載された特集記事は、『復活』を翻訳した内田魯庵の手になるもので あり、ズホボールを「非国民的宗教」「非国家的信仰」と形容しながらも、 「信仰を堅持して国家の暴力にも迫害にも少しも屈しなかった」彼らの姿 を好意的に描き出し、人々が「国民としてよりは一個の人間として」「信 仰の為めには国家の命令をも拒否する勇気」を持ったなら世界の平和が即 時に得られると主張している⁵².

しかし、昭和期に登場する海外の忌避者たちは、彼らとはまったく異な る姿に描かれている.この時期に登場するのは、敵国一イギリス、アメリ カ、中国一の忌避者たちであり、概して否定的なイメージで描かれてい る.昭和14年に掲載された2つの記事は、イギリスにおいては、約 4000名が「良心的に強制兵役に反対」なる旨を宣言して徴兵を拒絶して いること、また、彼らの一群は各徴兵事務所の玄関口に「頑張って」、徴 兵検査にやってくる壮丁の一人一人に兵役拒否を勧告するリーフレットを 手渡し「反対気勢を揚げている」こと、さらに、彼らは近く特別審問所で 「なぜ徴兵に反対するか」の審問をうけることを報じ、「一体こんどの徴兵 は通常の正規軍兵隊とは全く別な取扱いをうけることになっているのにこ の始末なのだから全く呆れるよ」との記者のコメントを掲載している⁵³.

アメリカについては、日米開戦前,「軍事訓練法の実施にあたり、青年 は徴兵を忌避し家族は泣き叫ぶという有様では,政府が如何に大言壮語を 放ったところで戦争などは出来まい,国情以て知るべしである…仮りに参 戦したところでたいした役割は果たし得ないであろう」との記事が掲載さ れており,兵役忌避者=戦争遂行を阻害するものと位置づけられてい る⁵⁴.また,太平洋戦争中には,職務上の理由により徴兵を延期されてい るものが極めて多数にのぼっていることは,「米国民のうちに徴兵忌避者 の多いことを反映するもの」であり,ルーズベルト大統領は「"自由"を 悪用するもの」としてこれらを批判し,帰還兵を優遇する措置を取るよう 下院徴兵委員会に提案しているとの報道がなされている⁵⁵.この報道は, 敵国アメリカに多数の忌避者が存在すること,また,政府が彼らの対応に 苦慮していることを描くことで,"アメリカおそるるにたらず"という暗 黙のメッセージを読者に提示しているといえよう.

こうした姿勢はもうひとつの敵国=中国に対する報道にも共通してい る.「蒋軍の将兵不足に壮丁の代人制」(1941/07/24)という記事では, 「連戦連敗」の蒋介石軍では,将兵の不足が深刻化しているため,退役将 校を再登用する一方,公然と壮丁の代人制を認めており,西安,洛陽など では 800 元から 1,000 元で代人を出す状況であり,「中流以上の子弟は大 部分下層民衆に金を与え兵役を回避して都会から逃げ出している」と報じ られている.また,「空しき抗戦へ切り札 重慶,新徴兵制度を設定」 (1942/12/01)は次のように報じている.「抗戦五年敗戦に次ぐ敗戦」に よって「近代軍としての能力を失った」重慶軍は,「劣悪なる軍の質的向 上をはかる」ため,新徴兵制度を実施することとなった.これによって, 学生および官吏に対する猶予がなくなり,代人制が廃止されるため,従来 の徴兵忌避,代理徴兵などが一掃されようが,「逃亡兵続出の現状」から みると,一段と強化された新徴兵令もその効果のほどは甚だ疑問視され る.ここでも,兵役忌避は戦意喪失を象徴する出来事として位置づけられ ている.

このように敵国の兵役忌避者に対して"戦意を喪失させ、戦争遂行を阻

(249)

害する非国民"というイメージが付与される一方,まるで日本にはそんな 非国民は存在しないのだとでもいうように,国内の忌避報道は紙面から消 えていったのである.

4. おわりに イメージの力・イメージする力

大正から昭和の『読売新聞』に登場する兵役忌避者たちの姿を追いかけ てきた.彼らに対して付与されたイメージは"都会のインテリ","無知無 学の労働者","社会からはみ出した犯罪者",そして,"戦争遂行を阻害す る非国民"である.これらのイメージはその時代の政治・経済・社会の状 況と密接に関連しつつ形成されたものであり,それらと切り離して論じら れるものではない.しかし,大正から昭和へと至る大きな流れのなかで概 観してみたとき,そこには"次第々々に社会の周辺へと追いやられ,つい にはその存在さえも抹殺されてしまう兵役忌避者"というストーリーが浮 かび上がる.それは"正しい国民"が創生され,育成されていくストー リーの裏側にある,もうひとつの国家と国民をめぐるストーリーなのであ る.

明治期=国民国家の形成期において,兵役忌避者の像が人々を"正しい 国民"へと導く反面教師としての役割を担っていたことはすでに指摘した とおりである.これに対して,大正期=国民国家の完成期における兵役忌 避者は,理想と現実のズレや制度の欠陥を浮かび上がらせるファクターと して登場してくる.彼らは兵役の不平等,すなわち,国民皆兵の名のもと に多大な負担を強いられる中・下層という現実を象徴する存在でもあっ た.この時期の忌避者像"都市のインテリ"と"無知無学の労働者"に は,兵役上の優遇者に対する非難と"貧乏くじ"をひかされた者に対する 同情が表象されている.『読売新聞』の姿勢も,兵役忌避者を非国民とし て非難する一方,彼らを兵役忌避に走らせる一因となっている兵役制度の 欠陥や軍隊の状況に対しても批判の目を向けるというものであった.大正 期の兵役忌避者の肖像は、人々に国民と兵役(および兵役を強制する国 家)との関係の問い直しを迫るものでもあったのだ.しかし、昭和期に入 ると彼らの姿は変貌する.戦争が常態化し、国民すべてが戦争へと動員さ れていくなか、兵役忌避者は"戦争遂行を阻害する非国民"として徹底的 に排斥されていく.兵役忌避者には、犯罪者=社会のはみだし者=極々少 数の例外者というイメージが付与され、一般の国民生活にはなじまない "特殊な"存在として隔離されていった.そして、日中戦争以降、彼らは 紙面から姿を消す.兵役忌避者という存在そのものが抹殺されたわけであ る.代わって登場したのは敵国の忌避者たち一彼らもまた"戦争遂行を阻 害する非国民"である一であった.

ところで、新聞紙上に描き出される兵役忌避者のイメージは、その当時 の政治や経済、社会の状況を反映しつつ、権力・メディア・民衆という三 者間の相互作用のなかで形成されていったと思われる.すなわち、『読売 新聞』紙上に描き出された兵役忌避者の肖像は、国家が望むものであると 同時に、読売新聞社が読者に提示したいと思うものであり、また、読者が 期待したものでもあったわけである.むろん、報道統制という問題があ り、新聞社は政府・軍部の意向を無視した記事を掲載することはできな かった.昭和に入ってからは、大正期の記事にみられるような、兵役忌避 者に対する同情や理解、さらには彼らに一定の価値を認めるなどといった ことは当然許されなかったであろう.しかし、ジャーナリズムにとって "厳冬の時代"といわれるこの時期に、『読売新聞』が急速に発行部数を伸 ばしていったこともまた事実である.

『読売新聞』を急成長させた正力の経営方針は、「面白み」を第一とし読 者に娯楽を提供するというものであり、大衆を啓蒙の対象や学ぶべき対象 ではなく、あくまでも商品としての新聞を販売する対象としてとらえるも のであった.彼の大衆適合的=市場適合的ジャーナリズムにとっては、戦 争もまた「市場拡大に最適なイベント」なのであり、その是非を問うこと

(251)

は問題外であった.正力が目指したのは,読者に生活や社会を考える契機 を与えることではなく,大衆を娯楽の消費者として再生産しつつ,発行部 数を拡大していくことだったのである.こうした彼の方針は,体制に迎合 する非政治的な大衆を生み出すという「政治的機能」を果たしたと批判さ れている⁵⁶.『読売新聞』が描き出した兵役忌避者の肖像もまた,人々を 戦争へと動員する「政治的機能」を果たしたと思われる⁵⁷.

しかし、『読売新聞』のそうした姿勢を一方的に断罪することはできな い.なぜなら、この時期の『読売新聞』が部数を拡張していったというこ とは、その当時の人々が『読売新聞』の提供する娯楽やセンセーショナリ ズムを歓迎したことを意味するからである。人々は新聞紙上に描き出され た兵役忌避者のイメージを共有することで、自らを"正しい国民"と位置 づけ、優越感に浸り、国家との一体感を感じていたのだろうか、ともあ れ、メディアにより形成され流通していくイメージは、決して強制的・強 権的に押し付けられるものではないがゆえに,人々の感性や感情にダイレ クトに訴えかけ、人々の思考や行動を内面から規制していく、これは国家 の政策・制度といった外的・直接的な権力とは異なるソフトな--メディア を通して生活の中にスルリと入り込む―権力作用であるといえよう. それ は半ば無意識のうちにしかも内面から作用するため、その存在に気づくの は難しい.しかし、人々の思考や行動がメディアを動かし、権力に影響を 及ぼしていくのもまた事実である。イメージの力を超えてゆくのは、イ メージする力―与えられたイメージを検証し、そこに含まれる作為を発見 し、新しいイメージを構成していく力―なのである.

文末脚注

- ¹ 井上光晴「わが体験 最後の徴兵検査」(『潮』1972 年 9 月号, 71-72 頁)より 引用.
- ² 寺島俊穂は「兵役拒否の思想」のなかで、兵役拒否と徴兵忌避(兵役忌避)の

違いについて次のように述べている. 良心的兵役拒否とは, 宗教的・道徳的信 条によって兵役を拒否する行為を意味し, それは自己の行為を公に示し, 処罰 を受けることを覚悟してなされる. 一方, 兵役忌避はさまざまな手段を用いて 兵役を逃れる行為であり, 隠れてなされる行為, 消極的な逃避行為である. 兵 役忌避は「死にたくない」という切々たる感情のほとばしりであるのに対し, 良心的兵役拒否は国家に対峙しうる価値観をもってはじめてなしうる行為であ る. しかし, 両者とも戦争に関わりたくないという基本的なレベルにおいては 同じである. 寺島俊穂 1992「兵役拒否の思想」『大阪府立大学紀要 人文・社 会科学 第40巻』17-19 頁. 両者の概念的な区別については, 筆者も寺島の分 類を採用したい.

- ³ 近代日本における兵役忌避を総合的に研究した菊池は、明治初期には徴兵令の 免役規定を利用した合法的忌避(兵隊養子・徴兵養子と呼ばれる養子・戸主に 関する条項を利用した忌避など)が主流であったが、明治 22 年の徴兵令改正に より免役規定の大幅削減がなされてからは、失踪・逃亡や詐病・毀損といった 非合法的な忌避手段が主流となったとしている。菊池邦作 1977『徴兵忌避の研 究』立風書房を参照.なお、徴兵忌避者(詐病・身体毀損・逃亡などにより告 発された者およびその疑いのある者)の実数は、大正 5 年 2,027 名、大正 10 年 1,084 名、大正 14 年 722 名、昭和 2 年 505 名、昭和 5 年 577 名、昭和 10 年 268 名となっている。また、逃亡失踪等により所在不明のものは、大正 5 年 2,433 名、大正 10 年 2,671 名、大正 14 年 2,112 名、昭和 2 年 2,217 名、昭和 5 年 1,985 名、昭和 10 年 1,883 名となっており、昭和 11 年の時点で所在不明 者の累計は 20,833 名に達している。以上の数字は、総務庁統計図書館所蔵『陸 海軍省年報』マイクロフィルム版全 70 リール(日本図書センター発行)に所収 されている大正 14 年陸軍省統計年報(第 37 回)および昭和 12 年陸軍省統計 年報(第 49 回)より抜粋した。
- ⁴ この点に関して、イギリスの良心的兵役拒否者の団体 NCF (No-Conscription Fellowship)は1919年の全国大会で次のような決議案を提出している.「徴兵 制度はすべての良心の自由を否認することによって初めて維持されるものであ り、したがってまたいかなる人に対しても自分の生命を差出す際に自由に判断 を下す権利を認めなかったり、人殺しをおかすように強いたりすることは、国 家の正当な権限の及ぶところではないという信念を明らかにする.」デイヴィッ ド・ボウルトン、福田晴文ほか訳 1993『異議却下 イギリスの良心的兵役拒否 運動』未来社 293-294 頁より引用.原典は Boulton, D., 1967, Objection Overruled, Macgibbon & Kee Ltd.
- 5 三上真理子 2004「兵役忌避者の肖像 明治時代の『読売新聞』報道から」日本

平和学会編『平和研究 第29号 芸術と平和』165-190頁を参照.

- ⁶ 読売新聞社編 1994『読売新聞百二十年史』読売新聞社,および,読売新聞社百年史編集委員会編 1976『読売新聞百年史』読売新聞社を参照.
- ⁷記事の探索にあたっては、『読売新聞』CD-ROM版 1912/07/30(明治45/07/30)~1926/12/30(昭和01/12/30)、1926/12/01(大正15/12/01)~1936/12/31(昭和11/12/31)、1937/01/01(昭和12/01/01)~1945/12/31(昭和20/12/31)を使用した.
- ⁸9つの項目の内容は次のとおり.①"詐病・毀損"は醤油を飲む / 減食するなどして一時的に身体の欠陥や衰弱をつくりだしたり(詐病),手指を切断するなど自らの身体を傷つけたり(毀損)して徴兵を逃れようとする行為.②"失踪・逃亡"は失踪あるいは逃亡して徴兵を逃れようとする行為.③"養子・戸主"は養子縁組をする,戸主となるなど,徴兵令の免役条項を利用して徴兵を逃れようとする行為.④"詐欺・偽造"は収賄・詐欺,戸籍や公文書の書き換え・偽造などにより徴兵を逃れようとする行為.⑤"学生"は学生の徴集猶予特典を利用して徴兵を逃れようとする行為.また,そうした行為に関する論説など.⑥"自殺"は徴兵検査あるいは入営を嫌っての自殺.⑦"祈願"は徴兵を逃れるよう神仏に祈願する行為.⑧"海外"は海外における徴兵忌避の動向や事例の紹介など.⑨"その他"は上記の項目に入らないもの(海外への渡航,転籍,犯罪など),徴兵忌避一般に対する論説など.分類にあたっては複数の項目にまたがるものは,より重点がおかれていると思われる項目に分類した.
- ⁹"祈願"そのものに関する報道はないが、「徴兵演説の試み」(1918/03/15)という記事には「今でも地方に行くと、種々徴兵除けの神様だの呪いだのがまだ在ると聞いている」との記述がみられる。徴兵逃れ祈願は日中戦争後も行われていたことがインタビューなどにより明らかにされている。徴兵逃れ祈願については、喜多村理子1999『徴兵・戦争と民衆』吉川弘文館、岩田重則2003『戦死者霊魂のゆくえ』吉川弘文館を参照。
- ¹⁰ 明治期においては、忌避報道の主眼は"養子・戸主"(明治10年代)→"失踪・逃亡"(明治30年代)→"学生"(明治38年以降)と変遷していく、三上前掲論文168-169頁を参照。
- ¹¹ 皇軍の栄光を讃える歴史書であり、日本陸軍に都合の悪いことは一行も書かれていないと評される桑木崇明『陸軍五十年史』(1943年, 鱒書房)によると、明治期は"建設・雄飛"、大正期は"受難"、昭和期は"飛躍"と区分されている. 黒羽清隆 1982『軍隊の語る日本の近代 下』そしえて 171-172 頁を参照.
- ¹² 日露戦争での死没者数(陸海軍合計) 87,360 に対し,第一次世界大戦(青島攻 略戦)での死没者数は1,097,シベリア出兵での死没者数は3,161 となってい

る. 原剛ほか編 1997 『日本陸海軍事典』新人物往来社 498 頁を参照.

- ¹³ 大正 11, 12 年の山梨軍縮(加藤友三郎内閣の陸相山梨半造)では約6万人, 大正 14 年の宇垣軍縮(加藤高明内閣の陸相宇垣一成)では4個師団・約 34,000人が削減された.戸部良一 1998『日本の近代9 逆説の軍隊』中央公論 社,225-230 頁を参照.
- ¹⁴「非役壮丁税案 衆議院に提出」(1923/02/18)より引用. なお,『読売新聞』掲 載記事の引用については,できる限り原文を残しながらも読み易さを考慮し, 随時,現代かなづかいに改め句読点を挿入した.()内は掲載日.引用に関し ては以下も同様.
- 15「増師と今年の壮丁」(1916/03/01)を参照.
- ¹⁶「斬馬剣 再び壮丁税」(1923/03/19)水野廣徳の投書.水野廣徳は,日露戦争 に従軍,「出雲」副長,「肥前」副長などを歴任した海軍士官.第一次世界大戦 後の欧州視察の際,フランス,ドイツの惨状を目にして軍国主義に幻滅,平和 主義者となる.軍縮論者として言論界でも活躍.池田清 1987「第五節 水野廣 徳」田中浩編『近代日本のジャーナリスト』御茶の水書房 1189-1204 頁を参 照.
- ¹⁷「非役壮丁税法」(1920/07/22)より引用. 衆議院非役壮丁税法案委員会におけ る山梨陸軍次官の発言.
- 18「壮丁税には当局反対」(1923/03/08)より引用.
- ¹⁹「非役壮丁税の設定に『兵役は権利である』と陸軍側が政府側に反対」(1925/ 05/28)より引用.
- ²⁰ 明治 40 年策定の帝国国防方針での目標は,陸軍平時 25 個師団(戦時 50 個師 団)・海軍 8・8 艦隊(戦艦 8 隻・巡洋艦 8 隻)であり,まだ兵力は充分ではな いというのが軍部の認識であった.戸部前掲書 168 頁を参照.
- ²¹日本は1918年にシベリアへの派兵を開始,派遣兵力はのベ24万に及んだが, 国際的悪評以外に得るところなく,約9億円の戦費を費やし,約3000名戦死 者を出し,1925年に撤兵.戦争目的の不明確さゆえ,軍紀の乱れ,士気の低下 がはなはだしかったといわれる.戸部前掲書234頁を参照.また,シベリア出 兵中に勃発した尼港事件(ニコラエフスクに孤立した歩兵第二連隊の2個中隊 がロシアのパルチザンにより全滅させられた)は,国民の陸軍に対する支持を 失わせた.大江志乃夫1981『徴兵制』岩波文庫106-107頁を参照.
- ²² 東京の市電では、将校のマントや乗馬用の靴に付けている拍車が邪魔だと他の 乗客から嫌味を言われることもあり、軍服で外出するのを嫌がる将校もいたと いう、戸部前掲書 242 頁を参照。
- 23 筒井清忠 1999「大正期の軍縮と世論」青木保ほか編『近代日本文化論 10 戦

争と軍隊』岩波書店を参照.また,明治末から大正にかけて,軍隊が国内の民 衆騒擾や労働争議を鎮圧するための治安出動をたびたび行ったことも,こうし た負のイメージの形成の一因となっていると思われる.米騒動に際しての軍隊 動員の諸相を分析した黒羽は,大正時代だけでも第一次護憲運動,名古屋市市 電値下げ運動,米騒動,三井・三池炭鉱争議,川崎造船・三菱造船争議などに 際して軍隊が治安出動しており,その過程で非武装の市民に対して発砲がなさ れたこともあったとしている.黒羽前掲書 113-169 頁を参照.

- 24「非役壮丁税法案の提出(大体賛成也)」(1923/03/06)より引用.
- 25「斬馬剣 非役壮丁税に就きて」(1923/03/15)水野廣徳の投書より引用.
- 26「斬馬剣 再び壮丁税」(1923/03/19)水野廣徳の投書より引用.
- ²⁷「徴兵忌避者多し」(1920/04/15)より抜粋.なお,貧困者(徴集に応じるときは其家族自活し能わざるの確証ある者:明治22年の徴兵令第20条),犯罪者(公権の剥奪若くは停止を付加すべき重軽罪のため尋問若くは拘留中の者:同第19条)に対しては徴集延期が与えられた.また,重罪の刑に処せられた者は免役とされた(同第7条).学生(官立学校府県立師範学校中学校若くは文部大臣に於て中学校の学科程度と同等以上と認めたる学校若くは文部大臣の認可を経たる学則により法律学政治学理財学を教授する私立学校に在校の者)は満28歳まで,在外に在る者(留学生を含む海外在留者,ただし,韓国,ロシア領沿海州,ロシア領サハリン,清国,香港,マカオは対象外)は満32歳まで徴集を猶予された(明治26年の徴兵令第21条,明治39年の徴兵令第21条).
- 28 「岡陸相の訓示」(1915/04/18),「陸軍大臣口演」(1917/06/03)より引用.
- 29「入営猶予案」(1914/07/18)より引用.
- ³⁰「徴兵検査終近づく 来年度からいよいよ改正か」(1917/08/22)より引用.なお、この改正により、学生の徴兵猶予期間を短縮(28歳から27歳に)、6週間現役兵制を廃止し1年現役兵制を導入(師範学校卒業生に適用,訓練期間の延長)、1年志願兵への応募資格を制限(中等学校卒業程度の学力を有する者,満17歳以上28歳以下を23歳以下に制限)、海外在留者に対する猶予を20歳前から外国に在る者に限定、などが定められた.近代日本における徴兵制度の変遷を分析した加藤は、この改正を「特権廃止と均質化」を意図したものと指摘している.加藤陽子1996『徴兵制と近代日本1868-1945』吉川弘文館163-187頁を参照.
- ³¹「新徴令実施後 第一の壮丁検査」(1918/04/12) を参照.
- ³² 作家・三島由紀夫もこの手段を利用している.「私のようなひよわな体格は都会 ではめずらしくないところから、本籍地の田舎の隊で検査をうけた方がひよわ さが目立って採られないですむかもしれないという父の入智慧で、私は近畿地

方の本籍地 H 県で検査をうけていた.」たくましい農村青年に混じって検査官の 失笑をかった三島だったが、第二乙種合格となり、昭和 20 年に召集令状を受け 取る.しかし軍医の誤診で即日帰郷となった.三島由紀夫 1950『仮面の告白』 新潮社 107-108 頁.

- ³³「徴兵忌避が昨年の三倍」(1918/08/02),「徴兵演説の試み」(1918/03/15)よ り引用.
- ³⁴「慶応学生の徴兵忌避」(1921/06/03),「徴兵猶予願は十五日迄に出せ」(1921/04/08) を参照.
- 35「斬馬剣 視力検査」早大文学部一学生よりの投書 (1923/06/13) を参照.
- ³⁶「壮丁を疑う徴兵官の悪罵に市長が陸相に警告」(1921/06/16)を参照.
- ³⁷「徴兵検査近づく」(1917/03/08),「壮丁は平気なれ」(1917/04/13),「徴兵忌 避が昨年の三倍」(1918/08/02)より引用.
- 38「斬馬剣 徴兵忌避」投書 (1921/05/21)
- 39「徴兵演説の試み」(1918/03/15)より引用.
- ⁴⁰ しかしながら、検査人員に対する千分比をみると、不就学者が最も高く(読書 算術を為し得る者 12.817、為し得ざる者 6.556)、尋常小学退学者 (2.415)、大 学卒業者 (2.079) がこれについでいる、逆に最も低いのは高等小学卒業者 (1.063) であり、尋常小学卒業者 (1.122) がこれについでいる。千分比をみる限 り、インテリ層と不就学層において兵役忌避を志向する傾向がみられる。『読売 新聞』紙上に描き出された二つの忌避者像 – 都市のインテリ、無知な労働者 – は、それほど現実から乖離したものではなかったのかもしれない、上記の千分 比は大正 14 年陸軍統計年報より抜粋。
- 41 加藤前掲書 118-210 頁を参照.
- ⁴² この点について、戸部は「満州事変の拡大にともない世相は大きく変化した. 以前の厳しい軍人批判は少なくとも表立っては姿を消した.軍人軽視の風潮もなくなった.むしろ軍人は国民の人気と喝采の対象となった.」と記している. 戸部 248 頁
- ⁴³ 敗戦後,連合軍総司令部 (GHQ) の指令により撤廃された言論関連の諸法令は次のとおり.新聞紙法,国家総動員法,新聞紙等掲載制限令,新聞事業令,言論出版集会結社等臨時取締法,同法施行規則,戦時刑事特別法,国防保安法,軍機保護法,不穏文書取締法,軍用資源秘密保護法,重要産業団体令,同令施行規則.春原昭彦 1987『三訂 日本新聞通史』新泉社 230-231 頁を参照.
- 44「酌量の余地が多い兵役忌避者に恩典」(1932/11/01)を参照.
- ⁴⁵「帝都にもぐる非国民の大群 兵役を避けて地方から続々」(1936/06/30)を参 照.

- 46「徴兵忌避の入学に陸軍の眼光る」(1934/05/15)を参照.
- 47「徴兵忌避学生は厳罰で処断」(1934/05/23)を参照.
- ⁴⁸昭和12年の「愈よ向上し行く頼もしき"青年日本"」(1937/04/11)には,昭和 11年度の徴兵忌避者は「二・二六事件の発生で憂慮された」が152名を数えた だけで,10年度の268名に比べて減少していることが記載されている.なお, 大正・昭和期の忌避者数については注3を参照.
- ⁴⁹「酌量の余地が多い兵役忌避者に恩典」(1932/11/01)より引用.
- 50「非国民を殴り殺せ ビラ撒き御難」(1931/09/21)を参照.
- 51 1880/01/24 掲載記事(タイトルなし).
- ⁵² この特集記事は、魯庵生「バクダン」46~56(「兵役忌避の宗教」1~11)として1921/02/04から1921/02/15の間に掲載された.なお、ズホボールに関しては、木村毅1965『ドゥホボール教徒の話』講談社、中村喜和2002『武器を焼け』山川出版社を参照.
- ⁵³「徴兵忌避が四千人」(1939/07/16),「"徴兵・良心的に反対" 英の壮丁四千名 が拒絶」(1939/06/06)を参照.
- 54「風塵録」(1940/11/01)より引用.
- 55「世界萬波 父親召集の実現可能性薄」(1944/03/03)を参照.
- ⁵⁶ 有山輝雄 1987「第四節 正力松太郎」田中浩編 1987『近代日本のジャーナリ スト』御茶の水書房 1065-1081 頁を参照.
- ⁵⁷ 敗戦後,各新聞社では戦争責任を追及する声が高まり,幹部の交代があいついだ.読売新聞社でも,昭和20年の9月に論説委員ほか社員有志が,社内機構の民主主義化,編集第一主義の確立,戦争中国民を誤導した責任を明らかにするため主筆および編集局長の更迭,人事刷新,待遇改善,組合の自治化などの意見を正力社長に提出した.しかし,正力が主筆および編集局長の更迭に応じなかったため,社員有志は社長・副社長以下全重役・全局長の退陣を要求した.正力はこの要求を拒絶,争議の中心人物とみられる社員を解雇したことからさらに事態は紛糾した.しかし,同年12月に正力は戦犯容疑者に指名されたため,社長を辞任することで双方が妥協した.春原前掲書 235-238 頁を参照.